

厚生労働省

組織の名称	子ども家庭局
所掌事務	児童の心身の育成や発達に関すること、児童の保育や養護、虐待の防止に関すること、児童の福祉のための文化の向上に関するもののほか、児童や児童のいる家庭、妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること、福祉に欠ける母子、父子や寡婦の福祉の増進に関すること、児童の保健の向上に関すること、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること、児童と妊産婦の栄養の改善に関すること、妊産婦の治療方法が確定していない疾病や特殊の疾病の予防と治療に関することを行っています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・児童の福祉に関する基本的な政策の企画、立案、推進に関すること。 ・児童の福祉や母子、父子、寡婦の福祉に関する事業の発達、改善、調整に関すること。 ・これらの他、子ども家庭局の所掌事務で、他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	少子化総合対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に関すること。 ・子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること。 ・年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。
組織の名称	保育課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保育に関すること。 ・保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の運営（保育に係るものに限る。）に関すること。 ・保育所及び幼保連携型認定こども園の職員（保育に係るものに限る。）の養成及び資質の向上に関すること。 ・保育士及び国家戦略特別区域限定保育士に関すること。
組織の名称	家庭福祉課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること ・児童の生活指導及び児童の育成に関する家庭の指導に関すること。 ・里親の監督に関すること。 ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター（以下「乳児院等」という。）並びにこれらの職員を養成する施設の運営に関すること。 ・乳児院等の職員の養成及び資質の向上に関すること。 ・児童自立生活援助事業に関すること。 ・児童の不良行為の防止に関すること。 ・国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。 ・母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。 ・児童扶養手当に関すること。 ・上記のほか、児童のある家庭の福祉の増進に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。 ・要保護女子の保護更生に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）。 ・児童相談所に関すること。 ・児童福祉司その他児童福祉事業関係職員の養成及び資質の向上に関すること。

組織の名称	虐待防止対策推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止施策の企画・立案に関する事。 ・児童虐待防止施策に関する各省庁等との調整に関する事。 ・児童虐待防止施策の調査研究に関する事。 ・児童虐待防止施策に関する広報・啓発に関する事。

組織の名称	子育て支援課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員に関する事。 ・児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関する事。 ・児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関する事。 ・こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関する事。 ・保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設(知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものを除く。)の入所措置に要する費用の監査に関する事。 ・児童福祉に関する思想の普及及び向上に関する事。 ・児童の福祉のための文化の向上に関する事。 ・保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の設備(保育に係るものに限る。)に関する事。 ・子育て援助活動支援事業に関する事。 ・放課後児童健全育成事業に関する事。 ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設の設備に関する事。 ・助産施設及びその職員を養成する施設の設備に関する事。

組織の名称	母子保健課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関する事。 ・未熟児の養育に関する事。 ・虚弱児の健康の向上に関する事。 ・結核児童の療育に関する事。 ・家族計画に関する事。 ・助産施設とその職員養成施設の運営に関する事。 ・助産施設の職員の養成及び資質の向上に関する事。 ・児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関する事。 ・上記のほか、児童及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)